

美濃加茂市指定暑熱避難施設募集要項

1 趣旨

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために暑さをしのぐ場所として、美濃加茂市が指定する民間施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2 指定要件

次の事項を運用できること。

- (1) 定期的にメンテナンスされており、クーリングシェルターの実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備を有すること。
- (2) クーリングシェルターが指定する開放可能日及び開放可能時間において、熱中症特別警戒情報の発表期間中は、クーリングシェルターを住民その他の者に開放すること。
- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、受け入れ可能人数に応じた適切な空間を確保すること。

3 指定

市長は、クーリングシェルターの指定について応募があった施設について、2の指定要件を満たすと認めるときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、管理者と協定を締結する。

4 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とする。なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じる。

5 応募資格

美濃加茂市内に所在する施設で、次の条件を満たすものとする。

- (1) 2の指定基準を満たすこと。
- (2) 市と「美濃加茂市指定暑熱避難施設の運用に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること。

6 応募期間

クーリングシェルター指定への申込みは随時受け付ける。

7 応募方法

次の方法により応募を受け付けるものとする。

インターネットの応募フォーム

8 提出後の流れ

応募申請後の流れは、次のとおりとする。

- (1) 市と管理者において協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルターの運用開始

9 その他

- (1) クーリングシェルターの公表

気候変動適応法第 21 条第 4 項の規定により市町村がクーリングシェルターを指定したときは、クーリングシェルターの名称等を公表することとされているため、美濃加茂市ホームページにおいて公表する。

- (2) 物資等の配付について

水や塩飴などの熱中症対策物品について、市からの配付や補助は行わない。ただし、各施設で準備した物品を利用者へ配布することを妨げるものではない。